

ふくいデジタル導入チャレンジ補助金交付要領

(通則)

第1条 ふくいデジタル導入チャレンジ補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、福井県補助金等交付規則（昭和46年福井県規則第20号）（以下「交付規則」という。）および福井県産業労働部経営改革課所管補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）の規定によるほか、この要領で定めるところによる。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

(1) 「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に該当する中小企業者または中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に該当する中小企業団体とする。

(2) 「みなし大企業」とは、以下のいずれかに該当する者とする。

- ① 発行済株式の総数または出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ② 発行済株式の総数または出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ③ 大企業の役員または職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

(3) 「デジタルツール」とは、デジタル技術を活用した機械装置、自社の業務のために構築または導入する情報システムやパッケージソフトウェア、月額や年額の利用料の支払いサービスを利用するサブスクリプションサービス、自社に設備を設置せず遠隔地に設置された設備からネットワーク経由でサービスを利用するクラウドサービス等、デジタル技術を活用した機械装置やシステム、ソフトウェア等とする。

(補助金の交付目的)

第3条 この補助金は、デジタルツールのカタログを作成するとともに、DXに本格的に取り組めていない県内中小企業を対象に、当該カタログに登録されたツールの導入に要する経費の一部を助成することを通して、業務効率化や生産性向上の取組みを促進し、県内産業のDX（デジタルトランスフォーメーション）を加速させることを目的とする。

(補助事業の内容)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下、「補助事業」という。）および経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

(補助対象事業者)

第5条 補助対象事業者は、申請時に、福井県内に本店所在地の法人登記が行われており、県内に生産またはサービスの主要な拠点を有する者のうち、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。

(1) 従業員100名以下の中小企業者等（ただし、みなし大企業を除く）

(2) 過去3年以内に国、県または市町のデジタルツール導入に係る補助金を受けていない者

(補助対象期間)

第6条 補助金交付事業の期間は、交付決定の日から交付決定日の属する年度の1月31日までとする。

(交付申請の制限)

第7条 補助事業を申請しようとする者は、申請した補助事業に係る自主財源分について、他の補助事業による補助を受けることができない。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者（以下、「補助事業者」という。）は、様式第1の補助金交付申請書を、別に定める資料を添付して、別に定める期日までに提出するものとする。

2 知事は、補助事業者から交付申請書の提出があったときは、すみやかに補助事業者の様式第2にて補助金交付決定通知をするものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 知事は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、補助事業者に対して次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更（第10条（1）に該当する場合を除く。）をする場合、様式第3の補助事業計画変更承認申請書により承認を受けること。

(2) 補助事業を行うため締結する契約の方法に関する事項その他補助金交付事業に要する経費の使用方法に関すること。

(3) 補助事業の内容の変更（第10条（2）に該当する場合を除く。）をする場合、様式第3の補助事業計画変更承認申請書により知事の承認を受けること。

(4) 補助事業を中止し、または廃止する場合、様式第4の補助事業中止（廃止）申請書により知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が指定の期間内に完了しない場合、またはその遂行が困難となった場合は知事に報告し、指示を受けること。

(軽微な変更)

第10条 補助金の経費配分の変更について、事業目標を変更しない範囲で、次に該当する事項は軽微な変更の範囲とする。

(1) 補助対象経費の各経費区分において20%の範囲内の変更（補助対象経費区分ごとの金額相互間でいずれか低い額の20%以内の変更額の増減のもの）で補助金の総額に変更を生じないもの。

(2) 補助事業の目的および事業の遂行に影響を及ぼさない範囲での変更。

(補助金の交付決定の辞退)

第11条 補助事業者は、第8条第2項による交付決定通知書を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容またはこれに付された条件に対する不服、その他の理由により交付決定を辞退しようとするときは、当該交付決定通知を受けた日の翌日から15日以内に様式第5の補助事業交付決定辞退申請書を知事に提出して交付決定を辞退することができるものとする。

2 知事は、前項の書類の提出があったときは、当該申請に係る補助金交付決定を取り消すものとする。

(補助事業の遂行)

第12条 補助事業者は、補助金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。補助金を他の用途へ使用してはならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日から10日以内に様式第6の補助事業完了実績報告書(以下「実績報告書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、補助事業者から第14条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助事業の成果が交付決定の内容およびこれに付された条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を様式第7の補助金の額の確定通知書によって当該補助事業者に通知する。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第8の精算払請求書により知事に補助金の交付請求を行うこととする。

(補助金の支払い)

第16条 知事は、第14条により交付すべき補助金の額を確定したのち、第15条により補助金の交付請求を受けたときは、補助金を補助事業者に対し支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第17条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該申請に係る補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 県税その他公課を滞納した場合
- (2) 重大な法令違反があったことが明らかになった場合
- (3) 本交付要領の規定に基づく措置に違反した場合または補助事業者が補助金を他の用途へ使用した場合
- (4) 補助事業に関して補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合
- (5) 知事の承認を受けずに、当該補助事業を廃止(中止)した場合
- (6) 当該補助事業を遂行する見込みがないと判断した場合
- (7) 本補助金により導入したデジタルツールを、導入日から起算して12か月以上使用しなかった場合

2 前項の規定は、補助金の額の確定後においても適用されるものとする。

(補助金の返還)

第18条 知事は、第17条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合には、当該補助事業の取消しに係る部分に関し、その額の返還を、期日を定めて命じるものとする。また、補助金返還を求

められた補助事業者は、知事が定める期日までに返還しなければならない。

(加算金および延滞金)

第19条 補助事業者は、第18条に基づく補助金の返還を求められたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

2 補助事業者は、知事から補助金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

3 知事は、1および2においてやむを得ない事情があると認めたときは、加算金または延滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

(財産の管理及び処分)

第20条 補助事業者は、当該補助事業により取得しまたは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

また、補助事業者は、取得財産等を目的以外の用途に使用し、他の者に貸付けもしくは譲渡し、他の物件を交換し、または担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第9の取得財産等の処分等承認申請書により、知事の承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等の取得価格が50万円（税抜き）未満のもの、財産の取得または効用の増加から5年経過したものはこの限りではない。

なお、補助事業者は、取得財産等を移設する場合は、様式第12の取得財産（機械設備・備品等）の移設届出書により、知事に届け出るものとする。

2 取得財産等の管理期間は、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

3 知事は、2の期間中において必要があると認めたときは、補助事業者の管理状況を調査することができるものとする。

4 知事は、補助事業者が1の取得財産等の目的以外の用途の処分により収入金を得たときは、遅滞なく様式第10の取得財産等の処分等による収入金報告書を提出させるものとする。

5 知事は、1の承認をする場合または前項の収入がある場合にあっては、当該取得財産等の残存価額（圧縮記帳を行わない価額）または当該収入金の全部または一部を納付させることができる。

(立入検査等)

第21条 知事は、補助金交付事業の適正を期するため、必要に応じて、補助事業者に対して報告させ、または知事が指定する者により、補助事業者の事務所等に立ち入り関係帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

(補助金の経理)

第22条 補助事業者は、補助金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第23条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により、補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第11の補助金に係る消費税および地方消費税額

の確定に伴う報告書により、すみやかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の規定については、第19条の規定を準用する。

(暴力団排除に関する誓約)

第24条 補助事業者は、別表2に定める暴力団排除に関する誓約事項について、本補助金の申請時に誓約しなければならず、補助金交付に関する交付申請書の提出をもってこれに誓約したものとする。

(その他の事項)

第25条 この要領に定めるもののほか、補助金交付事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、知事が別に定めることができる。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和8年6月1日から施行する。

(別表1)

1 補助対象事業

自社の業務効率化や生産性向上を図るため、県内中小企業がデジタルツールカタログに登録されたツールを導入する事業

2 補助率および補助限度額

補助率	導入ツール1件あたりの 補助限度額
1/2	500千円

3 補助対象経費

経費	内容
システム費	・専ら補助事業のために使用されるデジタルツール本体の購入に要する経費
クラウド使用料	・専ら補助事業のために使用されるクラウドサービスの使用料および通信料
その他経費	・導入関連費（役務・オプション）

4 補助対象経費についての留意事項

- ・交付決定日以降に契約し、令和9年1月31日までの間に要する経費で、令和9年2月28日までに支払った経費を補助対象とする。
- ・複数年（カ月）契約の経費については、令和9年1月31日までの間に要する経費で、令和9年2月28日までに支払った経費と、令和9年1月31日までの利用期間に相当する金額を按分により算出した額とを比較し、いずれか低い額を補助対象経費とする。
- ・他の取引との相殺払による支払、手形による支払、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング（債権譲渡）による支払、事業期間内に契約が完了しない割賦による支払は行わないこと。

5 補助対象外経費

以下の経費は補助対象外とする。

- (1) 補助金の交付決定日前に発注、購入、もしくは契約し、または補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- (2) 電話代、インターネット利用料金等の通信費（クラウド使用料に含まれる付帯経費を除く）
- (3) 商品券等の金券、収入印紙および振込等手数料（代引手数料を含む）
- (4) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代および団体等の会費
- (5) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
- (6) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用および訴訟等のための弁護士費用
- (7) 公租公課（消費税および地方消費税等）
- (8) 各種保険料、借入金等の支払利息および遅延損害金

- (9) 事業計画書等の作成および送付に係る費用
- (10) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、**事務用**のパソコン、プリンタ、文書作成ソフトウェア、タブレット端末、スマートフォン、デジタル複合機等）の購入費
- (11) 中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- (12) 設置場所の整備工事または基礎工事
- (13) 適当な理由なく自社以外の場所に設置して利用する機械・器具等の購入費
- (14) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

6 その他

申請者が消費税の課税業者で、消費税仕入控除税額がある場合は、当該事業の補助対象経費に係る消費税相当額はすべて対象外となる。

(別表2)

<暴力団排除に関する誓約>

暴力団排除に関する誓約事項

補助事業者は、補助金の交付申請時において、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約しなければならない。また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることとなった場合においては、異議は一切申し立てないことを誓約しなければならない。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき、または法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。